

# 瑞穂町行政評価委員会 第3回補助金等審査分科会 次第

日時 平成22年1月25日(月)  
午後3時～  
場所 町民会館 第2会議室

## 1 開会

## 2 議題

### (1) 補助金等審査

#### (審査事項)

2.1 審査 3 瑞穂町海外留学奨学資金等について

2.1 審査 4 瑞穂町インフルエンザ菌b型(ヒブ)ワクチン予防接種費用助成金について

#### (報告事項)

2.1 報告 3 がん検診受診費助成金について

### (2) その他

## 資料 (事前配付)

資料1: 瑞穂町行政評価委員会 第3回補助金等審査分科会 審査・報告事項一覧

資料2: 瑞穂町海外留学奨学資金等に係る審査書

資料3: 瑞穂町インフルエンザ菌b型(ヒブ)ワクチン予防接種費用助成金に係る審査書

資料4: がん検診受診費助成金に係る報告書

## 資料 (当日配付)

資料5: 瑞穂町行政評価委員会補助金等審査分科会委員及び審査参与職員名簿

## 瑞穂町行政評価委員会 第 3 回補助金等審査分科会

## 審査・報告事項一覧

## 1 審査事項 ( 2 件 )

番号	担当部署	補助金等名称	資料番号	備考
21 審査-3	企画総務部 企画財政課	瑞穂町海外留学奨学資金等	2	
21 審査-4	福祉保健部 保健課	瑞穂町インフルエンザ菌 b 型 (ヒブ)ワクチン予防接種費用 助成金	3	

## 2 報告事項 ( 1 件 )

番号	担当課	補助金等名称	資料番号	備考
21 報告-3	福祉保健部 保健課	がん検診受診費助成金	4	

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町海外留学奨学資金等
担当部署	企画総務部 企画財政課 国際化・協働推進係
担当者名	小作 正人
補助対象	<p>30歳未満の者で、次の要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町に2年以上居住していること</li> <li>2 申請者及び家族が、町税及び国民健康保険税を完納していること</li> <li>3 中学校（在籍者は3年生に限る）、高等学校、中等教育学校（前期課程在籍者は3年生に限る）、特別支援学校（中学部在籍者は3年生に限り、幼稚部、小学部は除く）、大学（短大、大学院を含む）、高等専門学校、専修学校に在籍し、又は卒業したもの</li> <li>4 留学国の言語で意思の伝達ができ、成績優秀、品行方正及び健康なこと</li> <li>5 同種の奨学資金等を他から支給されないこと</li> <li>6 留学先の学校からの入学許可書等を有している、又は取得予定であること</li> <li>7 連帯保証人が2人いること（最低1人は家族以外）</li> <li>（8 以前にこの奨学資金等の支給を受けていないこと）</li> </ol>
補助対象事業概要	<p>積極的に海外の学校で学芸及び技能を修得しようとする青少年に、奨学資金及び渡航費用の一部を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給額については <ol style="list-style-type: none"> <li>1 奨学資金 授業料又はこれに準ずるもの</li> <li>2 渡航費用 留学先国への往復運賃</li> </ol>           1、2の合算額の上限を150万円と定めます。            なお、支給期間は1年間分とします。         </li> <li>・財源については、教育振興基金を原資とします。</li> </ul>
補助の必要性	<p>国際的な視野に立ち、町及び社会に貢献する人材の育成を目的として支給するものであり、海外留学奨学生が帰国後に、留学によって得られた知識と経験を、町内の学校や地域活動へ積極的に還元していただくことを期待します。</p>

## 事業目標

人材育成という観点から、事業の成果を評価するには長期的な事業実施期間を要するとともに、財源を基金としていることから、基金残高により実施期間を限定されるものですが、制度創設当初の数値目標としては、海外留学奨学生50人とします。

算出根拠

$50人 \times 150万円 = 7,500万円 \cdots$  基金の当初積立額の1/2を活用

## 収支管理体制

申請時に奨学資金と渡航費用の見積書を添付し、支給請求額の積算根拠を示してもらうとともに、留学終了後、実績報告として領収書を添付し、実際に要した費用を報告してもらい、超過支給額があれば返還してもらおうこととします。

## その他

平成22年第1回定例議会に「瑞穂町海外留学奨学資金等支給条例」を上程予定議決を経た後、条例施行規則を公布し、平成22年4月1日より施行予定

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町インフルエンザ菌b型(ヒブ)ワクチン予防接種費用助成金								
担当部署	福祉保健部 保健課 健康管理係								
担当者名	安藤 尚子								
補助対象	<p>インフルエンザ菌b型(ヒブ)ワクチンの予防接種を受けた乳幼児の保護者</p> <p>インフルエンザ菌b型について 脳や脊髄を覆っている髄膜に細菌が感染して炎症が起こるのが、細菌性髄膜炎です。これを起こす細菌のうち約50%がインフルエンザ菌b型(略して「ヒブ」という)ということがわかっています。また、患者の年齢分布は0歳が53%と最も多く、0歳から1歳が70%以上を占め、ピークは生後9か月であることから、できれば生後6か月までに免疫を獲得しておくことが望ましいとされています。</p>								
補助対象事業概要	<p>当該予防接種に要する費用(医療機関によって異なるが一般的に8,000円程度)のうち4,000円を助成するものです。</p> <p>助成方法は、保護者がいったん病院窓口で全額を支払い、後から4,000円を還付する償還払いとします。なお4,000円のうち、1/2の2,000円は、東京都からの補助制度があります。</p> <p><b>対象者及び助成回数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>助成回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生後2か月以上7か月未満</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>7か月以上1歳未満</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>1歳以上5歳未満</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>予算規模</b> 4,136,000円(1,034件×4,000円) 【うち都補助1/2】</p>	対象者	助成回数	生後2か月以上7か月未満	4回	7か月以上1歳未満	3回	1歳以上5歳未満	1回
対象者	助成回数								
生後2か月以上7か月未満	4回								
7か月以上1歳未満	3回								
1歳以上5歳未満	1回								
補助の必要性	<p>ヒブワクチンの予防接種費用を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、細菌性髄膜炎の発生を予防し、医療費の削減及び町民の子育て支援と健康増進を図ります。</p>								
事業目標	<p>広報みずほによる周知をはじめ、医療機関にチラシを設置することやポスターを掲示するなどPRを行い、接種率50%を目指します。</p>								
その他	<p>平成22年4月1日より実施予定 近隣市町村のヒブワクチン接種助成事業実施状況(平成21年12月現在) 実施中・・・昭島市、小平市、武蔵村山市、日の出町、奥多摩町、檜原村 実施を検討・・・青梅市、町田市、調布市</p>								

## 補助金等の創設に係る報告書

補助金等名称	がん検診受診費助成金
担当部署	福祉保健部 保健課 健康管理係
担当者名	安藤 尚子
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮がん 20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の女性 1,100人</li> <li>・乳がん 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性 1,200人</li> </ul>
補助対象事業概要	<p>国の平成21年度第1次補正予算（平成21年5月成立）の経済危機対策の柱の1つ「健康長寿・子育て」の中で、「女性特有のがん検診に対する支援」として追加された事業です。</p> <p>町が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対して、子宮がん及び乳がんに関する検診手帳と検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付します。</p> <p>現在、町が実施する乳がん検診では、1,600円の自己負担金を徴収していますが、医療機関窓口でクーポン券を提出していただくことにより、この自己負担分を免除するものです。（子宮がんはもともと無料で実施しています。）</p> <p><b>予算規模</b></p> <p>6,452,000円（手帳・クーポン・問診票印刷、郵送料、検診委託料等）</p> <p>平成21年度は国補助が10/10でしたが、22年度は1/2となります。これは国の補助要綱が変わったことによるものです。</p>
補助の必要性	<p>女性特有のがん検診受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及、啓発を図ることで将来の医療費の削減を図ります。</p>
事業目標	<p>広報みずほをはじめ、対象者に対して個別に通知を行うことによって周知を行い、がん検診率30%を目指します。</p>
収支管理体制	<p>個人にあらかじめ助成金を支給するのではなく、町から送付したクーポン券を医療機関で提出していただくことにより、自己負担分を免除するものです。</p> <p>町は医療機関に対し、委託料として支払いをします。</p> <p>どうしても町契約の医療機関で受診できない方に対しては、償還払いを予定しています。（この場合クーポン券、受診結果と引換えに申請をしていただきます。）</p>